

大安協発 第 4-74 号
令和 4 年 10 月 13 日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会
会 長 光村 公介



危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（通知）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご支援を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、今般別紙の通り 標記に関し、令和 4 年 9 月 8 日付にて、経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長よりの通知が高圧ガス保安協会を經由し、10 月 12 日付で周知依頼がありましたので、連絡いたします。

本年 9 月末日、愛知県豊田市の東名高速豊田ジャンクションにて発生した LP ガス容器輸送中の容器落下・爆発での死亡事故を受けて、高圧ガス輸送車両の点検は今一度徹底していただきますようお願いいたします。

高圧ガス保安活動促進週間（10 月 23 日～29 日）に「移動に係る技術上の基準」の遵守状況や車両点検等行ってください。

例：警戒標の掲示状況確認、容器の積載方法の確認、携行品（応急措置資材やイエローカード等）の確認、転落転倒防止用のラッシングベルトやチェーンの安全確認、トラックあおりのフック確認、保安教育記録確認等

敬具

2022 高保基第 0082 号
令和 4 年 10 月 12 日

近畿高圧ガス地域防災協議会連合会 御中

高圧ガス保安協会
保安技術部門
保安基準グループ

「危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について」
(令和 4 年 9 月 8 日付け警察庁丁保発第 1 3 1 号) の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務に関し格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過日、経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長から当協会会長宛に標記の通知がなされましたので、その写しを送付いたします。

つきましては、ご査収くださいますとともに、貴会が統括されている各県地域防災協議会へご周知いただきますよう、宜しく願い申し上げます。

なお、去る 9 月 2 9 日に愛知県内の東名高速道路上にて LP ガス容器を運搬する車両が絡む爆発・火災事故が発生し、全国的に報道がなされているところであります。貴会におかれましても、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの移動に係る技術基準の遵守の他、当協会にて作成する事故防止の注意事項の活用などについても関係者へご周知いただきたく、併せてお願い申し上げます。

<車両による高圧ガス容器移動中の事故防止注意事項 協会ホームページ掲載場所>

[ホーム](#) > [出版物・情報提供](#) > [事故情報](#) > [高圧ガス事故情報](#) > [高圧ガス事故統計資料等](#) >

事例ごとの注意事項(経済産業省委託事業) :

車両による高圧ガス容器移動中の事故防止注意事項について { 2016 年度版
2010 年度版

[URL]

○ 2016 年度版

https://www.khk.or.jp/Portals/0/resources/activities/incident_investigation/hpg_incident/pdf/2016_02_syaryo.pdf

○2010 年度版

https://www.khk.or.jp/Portals/0/resources/activities/incident_investigation/hpg_incident/pdf/idou_ruikei_r2.pdf

敬具

<本件の問い合わせ先>

〒105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13

ヒューリック神谷町ビル

高圧ガス保安協会保安技術部門保安基準グループ保安基準チーム

長沼、佐藤

TEL 03-3436-6103

FAX 03-3438-4163

警察庁丁保発第131号
令和4年9月7日

経済産業省 産業保安グループ
高圧ガス保安室長 殿

警察庁生活安全局保安課長

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（依頼）

危険物運搬車両に対する指導取締りについては、平素から積極的な取組がなされているところでありますが、一たび危険物運搬車両による事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の停滞等、社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、下記のとおり危険物運搬車両に対する指導取締りを実施することとしましたので、貴職におかれましても、趣旨を御了知の上、管下関係機関への周知等について御協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に特段の配慮をすることとし、都道府県の実情に応じて、可能な範囲の取組を進めることとするを申し添えます。

記

1 実施期間

令和4年11月1日（火）から11月30日（水）までの1か月間

2 重点対象

消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両

3 指導取締りの重点

- (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
- (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
- (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
- (4) イエローカード携帯の指導

経済産業省

令和4年9月8日

高压ガス保安協会会長 殿

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

経済産業省産業保安グループ高压ガス保安室長 鯉江 雅人

令和4年9月7日付け警察庁丁保発第131号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添1のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

これを受けて、別添2のとおり、各産業保安監督部長及び支部長（那覇産業保安監督事務所長を含む。）並びに各都道府県及び指定都市の高压ガス保安担当課室長等宛て連絡しましたのでお知らせします。

また、高压ガスに係る関係団体においては、法令違反車両が運行することのないよう、会員に対する指導の徹底をお願いします。